

第3号議案 会長の選任について

広島市地域公共交通会議設置要綱第4条第1項により、会長は互選によって定めるものとされており、また、同条第2項により、会長の任期は2年とし、再任を妨げないものとされている。

この度、令和5年7月より会長に從事していただいている伊藤雅委員（広島工業大学工学部環境土木工学科教授）が任期満了を迎えるため、会長の選任について、会議に諮ります。

1 会 長

伊藤 雅 委員（再任）

2 任 期

承認の日から2年間